

○筑波大学附属学校校則

平成 16 年 4 月 1 日
法人規則第 14 号
改正 平成 16 年 法人規則第 27 号
平成 16 年 法人規則第 43 号
平成 17 年 法人規則第 39 号
平成 18 年 法人規則第 6 号
平成 19 年 法人規則第 32 号
平成 20 年 法人規則第 22 号
平成 20 年 法人規則第 36 号
平成 22 年 法人規則第 31 号
平成 22 年 法人規則第 41 号
平成 23 年 法人規則第 15 号
平成 23 年 法人規則第 42 号
平成 23 年 法人規則第 71 号
平成 25 年 法人規則第 38 号
平成 28 年 法人規則第 13 号
平成 29 年 法人規則第 17 号
令和 6 年 法人規則第 57 号

筑波大学附属学校校則

目次

- 第 1 章 目的（第 1 条）
- 第 2 章 通則（第 2 条—第 29 条）
- 第 3 章 附属小学校（第 30 条—第 33 条）
- 第 4 章 附属中学校（第 34 条—第 37 条）
- 第 5 章 附属駒場中学校（第 38 条—第 41 条）
- 第 6 章 附属高等学校（第 42 条—第 48 条）
- 第 7 章 附属駒場高等学校（第 49 条—第 55 条）
- 第 8 章 附属坂戸高等学校（第 56 条—第 62 条）
- 第 9 章 附属視覚特別支援学校（第 63 条—第 71 条）
- 第 10 章 附属聴覚特別支援学校（第 72 条—第 80 条）
- 第 11 章 附属大塚特別支援学校（第 81 条—第 85 条）
- 第 12 章 附属桐が丘特別支援学校（第 86 条—第 92 条）
- 第 13 章 附属久里浜特別支援学校（第 93 条—第 98 条）
- 第 14 章 雜則（第 99 条）

附則

第 1 章 目的

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第23条の規定に基づき、筑波大学に附属して設置する学校（以下「附属学校」という。）の修業年限、教育課程、定員その他幼児、児童及び生徒の修学上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 通則

（修業年限）

第2条 附属学校の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 附属小学校並びに附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の小学部 6年
- (2) 附属中学校及び附属駒場中学校並びに附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校及び附属桐が丘特別支援学校の中学部 3年
- (3) 附属高等学校、附属駒場高等学校及び附属坂戸高等学校並びに附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校及び附属桐が丘特別支援学校の高等部 3年

（在学年限）

第3条 附属高等学校、附属駒場高等学校及び附属坂戸高等学校並びに附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校及び附属桐が丘特別支援学校の高等部の在学年限は、6年とする。

（学年）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学期は、附属学校ごとに、2学期又は3学期とする。

2 前項の附属学校ごとの学期は、校長の申出に基づき、附属学校教育局教育長が定める。

（休業日）

第6条 各附属学校の休業日は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 土曜日
 - (4) 筑波大学開学記念日
 - (5) 当該附属学校の開校記念日
 - (6) 春季休業日
 - (7) 夏季休業日
 - (8) 冬季休業日
 - (9) 学年末休業日
- 2 前項に規定するもののほか、附属小学校及び附属中学校にあっては、学期末に休業日を置く。
- 3 第1項第6号から第9号まで及び前項の休業日の始期及び終期は、附属学校ごとに、当該附属学校の校長が定める。
- 4 校長は、第1項及び第2項に規定するもののほか、教育上特に必要があると認めるときは、附属学校教育局教育長の承認を得て、臨時に休業日を設けることができる。

5 前各項に規定するもののほか、休業日の取扱いに関し必要な事項は、附属学校教育局規程で定める。

(入学の時期)

第7条 入学（附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の幼稚部（以下「幼稚部」という。）にあっては、入園。以下同じ。）の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定により入学する者については、学期の始め（附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校にあっては、当該校長が定める時期）とすることができる。

(入学の出願)

第8条 附属学校への入学を志願する者（次項において「入学志願者」という。）は、当該附属学校の入学願書に附属学校教育局細則で定める書類を添えて、当該附属学校の校長に願い出なければならない。

2 入学志願者（幼稚部への入園を志願する者を除く。）は、前項の出願に当たっては、別表に定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第9条 入学の選考は、前条の出願をした者について、附属学校教育局細則で定めるところにより、当該附属学校の校長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第10条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者であって当該附属学校への入学を希望するものは、所定の期日までに附属学校教育局細則で定める書類を提出するとともに、附属高等学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校並びに附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校及び附属桐が丘特別支援学校の高等部（以下「附属高等学校等」という。）並びに幼稚部にあっては、別表に定める額の入学料（幼稚部にあっては、入園料。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者（次条に規定する入学料の免除又は第12条に規定する徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

3 納付された入学料は、返付しない。ただし、次条の規定により入学料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(入学料の免除)

第11条 附属学校教育局教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (2) その他附属学校教育局規程で定める場合

(入学料の徴収猶予)

第12条 附属学校教育局教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他附属学校教育局規程で定める場合

(編入学、転入学及び再入学)

第13条 校長は、編入学及び転入学を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

- 2 校長は、附属高等学校等に再入学を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。
- 3 前2項の規定により入学を許可された者の既に履修した教科及び科目の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、校長が決定する。

(教育課程及び授業時数)

第14条 教育課程及び授業時数は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に基づき、校長が定める。

(学習の評価)

第15条 附属学校における学習の評価に関する基準及びその方法は、校長が定める。

(授業料)

第16条 幼稚部の児童及び附属高等学校等の生徒は、毎年度、別表に定める額の授業料（幼稚部にあっては、保育料。以下同じ。）を納付しなければならない。

- 2 授業料の納付は、各年度に係る授業料について2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 3 授業料の納付時期は、第1期に係るものにあっては5月、第2期に係るものにあっては11月とする。ただし、第1項の児童又は生徒が申し出た場合には、第1期に係る授業料を納付するときに、第2期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 納付された授業料は、返付しない。ただし、第18条の規定により授業料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。
- 5 前項本文の規定にかかわらず、第3項ただし書の規定により授業料を納付した第1項の児童又は生徒の授業料の返付については、次のとおりとする。
 - (1) 第2期に係る授業料の納付の時期前に休学した場合には、当該授業料に相当する額を返付することができる。
 - (2) 第1期中に退学した場合には、第2期に係る授業料に相当する額を返付することができる。

(高等学校等就学支援金に係る授業料)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法律」という。）第1条に規定するものをいう。以下「就学支援金」という。）の高等学校等（法律第2条に規定するものをいう。以下同じ。）の生徒であるものに係る授業料は、次のとおりとする。

- (1) 就学支援金の受給権者（法律第5条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）であるものに係る授業料は、別表に定める授業料（年額）の1/2分の1に相当する額に、受給権者が月の初日に在学する月数を乗じて得た額とし、その納付については、学長が就学支援金を受給権者に代わって受領することをもって充てる。
- (2) 就学支援金の受給を辞退するものに係る授業料の納付時期は、第1期に係るものにあっては8月、第2期に係るものにあっては1月とする。
- (3) 就学支援金が法律により支給されないもの（法律第3条第2項三により規定されるものをいう。以下同じ。）に係る授業料の納付時期は1月とする。
- (4) 第2号及び第3号に基づき授業料を納入した者で、年度途中において、受給権者となった場合は、就学支援金支給相当額を返付する。

（休学の場合の授業料）

第17条 第20条の規定により休学を許可され、又は命ぜられた者については、附属学校教育局規程で定めるところにより休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除することができる。

（授業料の免除）

第18条 附属学校教育局教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は第16条第1項の幼児若しくは生徒若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) その他附属学校教育局規程で定める場合

（授業料の徴収猶予）

第19条 附属学校教育局教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 幼稚部の幼児又は附属高等学校等の生徒が行方不明の場合
- (3) 幼稚部の幼児若しくは附属高等学校等の生徒又はその学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他附属学校教育局規程で定める場合

（休学）

第20条 疾病その他特別の理由により、引き続き3月以上修学することができない附属高等学校等の生徒は、校長の許可を得て、休学することができる。

2 校長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる附属高等学校等の生徒に、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第21条 前条の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度と

して、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 前項の休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 第1項の休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間に、その理由が消滅したときは、校長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第23条 附属学校の児童、生徒で転学しようとするものは、校長の許可を受けなければならない。

- 2 附属小学校の児童又は附属中学校若しくは附属駒場中学校の生徒で、保護者が附属学校教育局細則で定める通学区域外に居住することとなったものは、転学しなければならない。ただし、保護者が外国に居住することとなった場合であって、当該通学区域内に居住する代理人を定め、校長に届け出たときは、この限りでない。

(留学)

第24条 附属高等学校等の生徒で、外国の高等学校に留学することを志願する者があるときは、教育上有益と認める場合に限り、校長がこれを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により留学を許可した者について、外国の高等学校における履修を附属学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された者について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(退学)

第25条 幼稚部の児童又は附属高等学校等の生徒で退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は、就学義務の猶予又は免除を受けた保護者の届け出により、退学を認めることができる。

(出席停止)

第26条 校長は、感染症にかかり、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒があるときは、附属高等学校等にあっては当該生徒に対して、附属高等学校等以外の附属学校にあってはその保護者に対して、児童、生徒の出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第27条 幼稚部の児童で、次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 保育料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 入園料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となったもの、半額免除が許可となったもので、所定の期日までに入園料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入園料を納付しないもの
- 2 附属高等学校等の生徒で、次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となったもの、半額免除が許可となったもので、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
- (3) 在学年限を超えた者
- (4) 休学期間を超えて、なお修学できない者

(表彰)

第28条 校長は、幼児、児童又は生徒を表彰することができる。

2 前項の表彰に関して必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(懲戒)

第29条 校長は、幼児、児童又は生徒としての本分に反する行為をした者を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。ただし、停学は、附属小学校、附属中学校、附属駒場中学校、附属視覚特別支援学校の小学部及び中学部、附属聴覚特別支援学校の小学部及び中学部、附属大塚特別支援学校の小学部及び中学部、附属桐が丘特別支援学校の小学部及び中学部並びに附属久里浜特別支援学校の小学部の児童又は生徒に対しては、これを行うことはできない。

3 前項の懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがない者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 附属学校の秩序を乱し、その他幼児、児童又は生徒としての本分に著しく反した者

第3章 附属小学校

(入学資格)

第30条 附属小学校に入学することができる者は、学齢に達した者で、附属学校教育局細則で定める通学区域内に保護者と同居し、そこを生活の本拠とするものとする。

(課程修了の認定)

第31条 各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績を評価して、校長が認定する。

(卒業)

第32条 附属小学校の全課程を修了した者については、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第33条 附属小学校の児童定員は、次のとおりとする。

入学定員 128人

総定員 768人

第4章 附属中学校

(入学資格)

第34条 附属中学校に入学することができる者は、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した者で、附属学校教育局細則で定める通学区域内に保護者と同居し、そこを生活の本拠とするものとする。

(課程修了の認定)

第35条 各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績を評価して、校長が認定する。

(卒業)

第36条 附属中学校の全課程を修了した者については、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第37条 附属中学校の生徒定員は、次のとおりとする。

入学定員 200人

総定員 600人

第5章 附属駒場中学校

(入学資格)

第38条 附属駒場中学校に入学することができる者は、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した男子で、附属学校教育局細則で定める通学区域内に保護者と同居し、そこを生活の本拠とするものとする。

(課程修了の認定)

第39条 各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績を評価して、校長が認定する。

(卒業)

第40条 附属駒場中学校の全課程を修了した者については、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第41条 附属駒場中学校の生徒定員は、次のとおりとする。

入学定員 120人

総定員 360人

第6章 附属高等学校

(入学資格)

第42条 附属高等学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、附属学校教育局細則で定める通学区域内に保護者と同居し、そこを生活の本拠とするものとする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則第95条第3号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第18条の規定による保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(他の高等学校等における学修等)

第43条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目的単位を修得したときは、当該修得した単位数を附属高等学校の全課程を修了するために必要な単位数のうちに加えることができる。

第44条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を附属高等学校における科目的履修とみなし、当該科目的単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が定めるものの合格に係る学修
- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修で文部科学大臣が定めるもの

第45条 第43条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36単位を超えることができない。

(課程修了の認定)

第46条 各学年の課程の修了は、校長が認定する。

2 当該学年の課程の修了を認定されない者は、次の学年の始めから、原級の課程を再履修せらるものとする。

(卒業)

第47条 附属高等学校の全課程を修了した者については、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第48条 附属高等学校の生徒定員は、次のとおりとする。

入学定員 240人
総定員 720人

(入学資格)

第49条 附属駒場高等学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する男子で、附属学校教育局細則で定める通学区域内に保護者と同居し、そこを生活の本拠とするものとする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則第95条第3号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第18条の規定による保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(他の高等学校等における学修等)

第50条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を附属駒場高等学校の全課程を修了するために必要な単位数のうちに加えることができる。

第51条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を附属駒場高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が定めるものの合格に係る学修
- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修で文部科学大臣が定めるもの

第52条 第50条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36単位を超えることができない。

(課程修了の認定)

第53条 各学年の課程の修了は、校長が認定する。

- 2 当該学年の課程の修了を認定されない者は、次の学年の始めから、原級の課程を再履修せらるものとする。

(卒業)

第54条 附属駒場高等学校の全課程を修了した者については、校長が卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第55条 附属駒場高等学校の生徒定員は、次のとおりとする。

入学定員 160人

総定員 480人

第8章 附属坂戸高等学校

(入学資格)

第56条 附属坂戸高等学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とするものとする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則第95条第3号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第18条の規定による保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(他の高等学校等における学修等)

第57条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目的単位を修得したときは、当該修得した単位数を附属坂戸高等学校の全課程を修了するために必要な単位数のうちに加えることができる。

第58条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を附属坂戸高等学校における科目的履修とみなし、当該科目的単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が定めるものの合格に係る学修
- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修で文部科学大臣が定めるもの

第59条 第57条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36単位を超えることができない。

(課程修了の認定)

第60条 課程の修了は、校長が認定する。

(卒業)

第61条 附属坂戸高等学校の全課程を修了した者については、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第62条 附属坂戸高等学校の生徒定員は、次のとおりとする。

入学定員 160人

総定員 480人

第9章 附属視覚特別支援学校

(対象とする障害種別)

第63条 附属視覚特別支援学校は、視覚障害者に対する教育を専ら行う。

(入学資格)

第63条の2 附属視覚特別支援学校（幼稚部を除く。）に入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 小学部 視覚障害者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する視覚障害者をいう。以下同じ。）で、学齢に達した者
- (2) 中学部 視覚障害者で、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した者
- (3) 高等部 視覚障害者で、次に掲げる者
 - ア 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
 - イ 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- オ 学校教育法施行規則第95条第3号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
- カ 学校教育法第18条の規定による保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(他の高等学校等における学修等)

第64条 校長は、教育上有益と認めるときは、高等部の生徒が他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目的単位を修得したときは、当該修得した単位数を附属視覚特別支援学校の全課程を修了するために必要な単位数のうちに加えることができる。

第65条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を附属視覚特別支援学校における科目的履修とみなし、当該科目的単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が定めるものの合格に係る学修
- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修で文部科学大臣が定めるもの

第66条 第64条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36単位を超えることができない。

(課程修了の認定)

第67条 各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績（高等部にあっては、単位の修得）を評価して、校長が認定する。

(卒業)

第68条 附属視覚特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の全課程を修了した者については、校長がそれぞれ卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第69条 附属視覚特別支援学校の幼児、児童及び生徒の定員は、次の表のとおりとする。

区分	入学定員	総定員
幼稚部	5	10
小学部	6	54
中学部	12	36
高等部	16	56
合計	39	156

(幼稚部への入園)

第70条 視覚障害者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児は、附属視覚特別支援学校の幼稚部に入園することができる。

(寄宿舎)

第71条 校長は、附属視覚特別支援学校の中学部又は高等部に入学する者で、寄宿舎への入舎を希望するものがあるときは、選考の上、入舎を許可するものとする。

2 前項に規定するもののほか、寄宿舎に関し必要な事項については、附属学校教育局細則で定める。

第10章 附属聴覚特別支援学校

(対象とする障害種別)

第72条 附属聴覚特別支援学校は、聴覚障害者に対する教育を専ら行う。

(入学資格)

第72条の2 附属聴覚特別支援学校（幼稚部を除く。）に入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 小学部 聴覚障害者（学校教育法第72条に規定する聴覚障害者をいう。以下同じ。）で、学齢に達した者
- (2) 中学部 聴覚障害者で、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した者
- (3) 高等部 聴覚障害者で、次に掲げる者
 - ア 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
 - イ 中等教育学校の前期課程を修了した者

- ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- オ 学校教育法施行規則第95条第3号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
- カ 学校教育法第18条の規定による保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(他の高等学校等における学修等)

第73条 校長は、教育上有益と認めるときは、高等部の生徒が他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目的単位を修得したときは、当該修得した単位数を附属聴覚特別支援学校の全課程を修了するために必要な単位数のうちに加えることができる。

第74条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を附属聴覚特別支援学校における科目的履修とみなし、当該科目的単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が定めるものの合格に係る学修
- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修で文部科学大臣が定めるもの

第75条 第73条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36単位を超えることができない。

(課程修了の認定)

第76条 各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績（高等部にあっては、単位の修得）を評価して、校長が認定する。

(卒業)

第77条 附属聴覚特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の全課程を修了した者については、校長がそれぞれ卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第78条 附属聴覚特別支援学校の児童及び生徒の定員は、次の表のとおりとする。

区分	入学定員	総定員
幼稚部	10	30
小学部	12	72
中学部	12	36
高等部	24	72

合 計	5 8	2 1 0
-----	-----	-------

(幼稚部への入園)

第79条 聴覚障害者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児は、附属聴覚特別支援学校の幼稚部に入園することができる。

(寄宿舎)

第80条 校長は、附属聴覚特別支援学校の小学部、中学部又は高等部に入学する者で、寄宿舎への入舎を希望するものがあるときは、選考の上、入舎を許可するものとする。

2 前項に規定するもののほか、寄宿舎に関し必要な事項については、附属学校教育局細則で定める。

第11章 附属大塚特別支援学校

(対象とする障害種別)

第81条 附属大塚特別支援学校は、知的障害者に対する教育を専ら行う。

(入学資格)

第81条の2 附属大塚特別支援学校（幼稚部を除く。）に入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 小学部 知的障害者で、学齢に達した者
- (2) 中学部 知的障害者で、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した者
- (3) 高等部 知的障害者で、次に掲げる者
 - ア 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
 - イ 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - オ 学校教育法施行規則第95条第3号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
 - カ 学校教育法第18条の規定による保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(課程修了の認定)

第82条 各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績を評価して、校長が認定する。

(卒業)

第83条 附属大塚特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の全課程を修了した者については、校長がそれぞれ卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第84条 附属大塚特別支援学校の幼児、児童及び生徒の定員は、次の表のとおりとする。

区分	入学定員	総定員
幼稚部	5	10
小学部	若干名	24
中学部	6	18
高等部	8	24
合計	19	76

(幼稚部への入園)

第85条 知的障害者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児は、附属大塚特別支援学校の幼稚部に入園することができる。

第12章 附属桐が丘特別支援学校

(対象とする障害種別)

第86条 附属桐が丘特別支援学校は、肢体不自由者に対する教育を専ら行う。

(入学資格)

第86条の2 附属桐が丘特別支援学校に入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 小学部 肢体不自由者で、学齢に達した者
- (2) 中学部 肢体不自由者で、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した者
- (3) 高等部 肢体不自由者で、次に掲げる者
 - ア 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
 - イ 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - オ 学校教育法施行規則第95条第3号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
 - カ 学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(他の高等学校等における学修等)

第87条 校長は、教育上有益と認めるときは、高等部の生徒が他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目的単位を修得したときは、当該修得した単位数を附属桐が丘特別支援学校の全課程を修了するために必要な単位数のうちに加えることができる。

第88条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を附属桐が丘特別支援学校における科目的履修とみなし、当該科目的単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教

育施設等における学修で文部科学大臣が定めるもの

- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が定めるものの合格に係る学修
- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修で文部科学大臣が定めるもの

第89条 第87条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36単位を超えることができない。

(課程修了の認定)

第90条 各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績（高等部にあっては、単位の修得）を評価して、校長が認定する。

(卒業)

第91条 附属桐が丘特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の全課程を修了した者については、校長がそれぞれ卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第92条 附属桐が丘特別支援学校の児童及び生徒の定員は、次の表のとおりとする。

区分	入学定員	総定員
小学部	6	59(23)
中学部	9	35(8)
高等部	11	37(4)
合計	26	131(35)

備考 総定員には、括弧内の転編入学定員を含む。

第13章 附属久里浜特別支援学校

(対象とする障害種別)

第93条 附属久里浜特別支援学校は、自閉症者に対する教育を専ら行う。

(入学資格)

第93条の2 附属久里浜特別支援学校の小学部に入学することができる者は、自閉症者で、学齢に達した者とする。

(課程修了の認定)

第94条 附属久里浜特別支援学校の小学部の各学年の課程の修了は、当該学年の平素の成績を評価して、校長が認定する。

(卒業)

第95条 附属久里浜特別支援学校の小学部の全課程を修了した者については、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(定員)

第96条 附属久里浜特別支援学校の幼児及び児童の定員は、次の表のとおりとする。

区分	入学定員	総定員
幼稚部	6	18
小学部	6	36
合計	12	54

(幼稚部への入園)

第97条 自閉症者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児は、附属久里浜特別支援学校の幼稚部に入園することができる。

(寄宿舎)

第98条 校長は、附属久里浜特別支援学校に入学する者で、寄宿舎への入舎を希望するものがあるときは、選考の上、入舎を許可するものとする。

2 前項に規定するもののほか、寄宿舎に関し必要な事項については、附属学校教育局細則で定める。

第14章 雜則

(附属学校教育局規程及び附属学校教育局細則への委任)

第99条 この法人規則に定めるもののほか、附属学校の幼児、児童及び生徒の修学上必要な事項は、附属学校教育局規程及び附属学校教育局細則で定める。

附 則

この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平16. 4. 22 法人規則27号)

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平16. 10. 28 法人規則43号)

この法人規則は、平成16年10月28日から施行する。

附 則 (平17. 3. 24 法人規則39号)

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平18. 2. 23 法人規則6号)

この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 30 法人規則32号)

この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20. 3. 27 法人規則22号）
この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20. 9. 11 法人規則36号）
この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平22. 4. 1 法人規則31号）
この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22. 5. 27 法人規則41号）
この法人規則は、平成22年5月27日から施行し、改正後の筑波大学附属学校校則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23. 2. 15 法人規則15号）
この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 29 法人規則42号）
この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23. 12. 16 法人規則71号）
この法人規則は、平成23年12月16日から施行する。

- 附 則（平25. 6. 27 法人規則38号）
- 1 この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。
 - 2 平成26年度から平成30年度までの附属小学校の児童定員は、改正後の第33条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	入学定員	総定員
平成26年度	128人	928人
平成27年度	128人	896人
平成28年度	128人	864人
平成29年度	128人	832人
平成30年度	128人	800人

附 則（平28. 2. 18 法人規則13号）
この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附 則（平29. 3. 23 法人規則17号）
- 1 この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。
 - 2 平成29年度及び平成30年度の附属聴覚特別支援学校の幼稚部定員は、改正後の第78条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	入学定員	総定員

平成29年度	10	40
平成30年度	10	35

附 則（令6. 3. 28 法人規則57号）

（施行期日）

1 この法人規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年度における附属桐が丘特別支援学校の児童及び生徒の定員は、この法人規則による改正後の第92条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	入学定員	総定員
小学部	6	60（24）
中学部	9	36（9）
高等部	11	38（5）
合 計	26	134（38）

別表（第8条、第10条、第16条、第16条の2関係）

区分	検定料	入学料（幼稚部にあつては、入園料）	授業料（年額）（幼稚部にあつては、保育料）
附属小学校	3,300円	_____	_____
附属中学校	5,000円	_____	_____
附属駒場中学校	5,000円	_____	_____
附属高等学校	9,800円	56,400円	115,200円
附属駒場高等学校	9,800円	56,400円	115,200円
附属坂戸高等学校	9,800円	56,400円	115,200円
附特属別 視支 覚援 学校	幼稚部 _____	1,200円	3,600円
	小学部 1,000円	_____	_____
	中学部 1,500円	_____	_____
	高等部 2,500円	2,000円	4,800円
附特属別 聴支 覚援 学校	幼稚部 _____	1,200円	3,600円
	小学部 1,000円	_____	_____
	中学部 1,500円	_____	_____
	高等部 2,500円	2,000円	4,800円
附特属別 大支 塚援 学校	幼稚部 _____	1,200円	3,600円
	小学部 1,000円	_____	_____
	中学部 1,500円	_____	_____
	高等部 2,500円	2,000円	4,800円
附特属別 桐支 が援 丘学校	小学部 1,000円	_____	_____
	中学部 1,500円	_____	_____
	高等部 2,500円	2,000円	4,800円
附特属別 久支 里援 浜学校	幼稚部 _____	1,200円	3,600円
	小学部 1,000円	_____	_____

備考 附属小学校、附属中学校及び附属駒場中学校の入学者の選考において、抽選による選考を行い、その合格者に限り試験その他の方法による選考（以下「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、この表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	抽選による選考に係る額	試験等に係る額
附属小学校	1, 100円	2, 200円
附属中学校	1, 300円	3, 700円
附属駒場中学校	1, 300円	3, 700円